

雇用対策基本計画と地方方針・全国指針のイメージ

資料5

	現行	改正後	
	雇用対策基本計画	全国指針のイメージ	地方方針のイメージ
【策定主体】	国	厚生労働大臣	都道府県労働局長
【趣旨】	労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするために必要な雇用に関する基本となるべき計画。政府の策定する経済全般に関する計画と調和しなければならない。	毎年度、都道府県労働局長が策定する地方方針の策定に資するための指針を策定する。	全国指針を踏まえ、毎年度、各都道府県の地域の実情に合わせ、かつ、機動的に雇用施策を実施できるよう策定する。 また、策定の際には、都道府県知事の意見を求める等、地域との連携を強化する。
【概要】	I 計画の基本的な考え方 II 雇用の動向と問題点 III 雇用対策の基本的事項 - 雇用の創出・安定 - 経済社会の発展を担う人材育成の推進 - 労働力需給調整機能の強化 - 高齢者の雇用対策の推進 - 若年者の雇用対策 - 個人が主体的に働き方を選択できる社会の実現 - 安心して働ける社会の実現 - 特別な配慮を必要とする人達への対応 - 国際化への対応 (注) 第9次雇用対策基本計画の例	I 現下の雇用情勢 II 雇用施策の課題 (中期的課題を含む。) III 雇用施策の重点 ○雇用施策における数値目標の設定(目標管理) ○政府全体で閣議決定されている毎年度の予算、「骨太の方針」、「改革と展望」などにおける中期的な雇用に関する基本的方向性を踏まえつつ、地方方針の策定に資するような事項について規定する。	I 現下の雇用情勢 II 雇用施策の課題 (中期的課題を含む。) III 雇用施策の重点 - 雇用施策における数値目標の設定(目標管理) - 雇用情勢が厳しい地域に重点化した雇用施策の実施 - 雇用のミスマッチ縮小等のための雇用施策の推進 - 民間や地方公共団体との共同・連携による就職支援 - 良好な雇用機会の創出・確保 - 雇用保険制度の安定的運営 - 民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進 - 若年者雇用施策の推進 - 女性の就職支援のための雇用施策の推進 - 高齢者雇用施策の推進 - 障害者雇用施策の推進 - 外国人雇用施策の推進 - 安心して働ける雇用環境の整備 - 地方公共団体等との連携 (注) 平成18年度地方労働行政運営方針の構成を参考にしたもの。

※地方方針は、都道府県知事の意見を求めることとし、都道府県が実施する雇用施策及び教育、福祉、産業振興施策等各県毎の実情を踏まえて、都道府県労働局において取り組む雇用施策を盛り込むことができるものとする。